

令和5年4月28日

関係各位

社会福祉法人 宣長康久会

理事長 岩井 広行

### 面会制限等の解除について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類に移行されることを受け、法人では以下の通り面会等について変更いたしますのでお知らせします。

#### 1. 変更内容

- 1) 居室面会の制限を解除します。居室面会 OK です。
- 2) 外出、外泊の制限を解除します(事前に相談員へ連絡必要)。
- 3) 療養（待機）期間の変更

入居者様、職員がコロナウイルスに感染、また、濃厚接触者となった場合の取り扱いは、基本的にインフルエンザと同様とします。

#### 2. 変更日

令和5年5月8日（月）

#### 3. 本件にかかるお問合せ先

特別養護老人ホームささづ苑                      076-467-1000    吉野、古柴

特別養護老人ホームささづ苑かすが    076-468-1000    荒井、古柴